

令和 7 年度

第 4 8 回はっぴーくらぶ（P T A）

定期総会議案書



定期総会議事

第一号議案	令和 6 年度	事業報告・活動報告
第二号議案	〃	決算報告
第三号議案	〃	会計監査報告
第四号議案	令和 7 年度	本部役員承認
第五号議案	〃	専門委員承認 (6 年生実行委員)
第六号議案	〃	事業計画 (案) 審議
第七号議案	〃	予算 (案) 審議

武蔵村山市立第八小学校はっぴーくらぶ（P T A）

この議案書は紙媒体でもご用意がございます。必要な方はお申し出ください。

令和 6 年度 本部事業報告

月 日（曜日）	活動内容
令和 6 年	
5 月 2 5 日（土）	第 4 7 回はっぴーくらぶ定期総会（書面決議）
5 月 2 6 日（日）	青少対主催 クリーン作戦手伝い
6 月 5 日（水）	6 年生まちづくり学習 インタビュー参加
6 月 1 8 日（火）	はっぴーくらぶ活動費集金
7 月 2 5 日（水）	学校保健委員会出席
9 月 2 8 日（土）	五中校区グラウンドゴルフ参加
1 0 月 6 日（日）	運動会手伝い
1 1 月 1 2 日（火）	給食体験会手伝い
1 2 月 2 0 日（金）	ふれあい清掃参加
1 2 月 2 1 日（土）	肝試し手伝い
1 2 月 2 4 日（火）	はっぴーくらぶ主催 8 P まつり
令和 7 年	
1 月 1 8 日（土）	5 年生学年行事 餅つき手伝い
2 月 2 1 日（金）	古紙回収手伝い
3 月 1 4 日（月）	在校生に進級祝い品贈呈
4 月 7 日（月）	新入生に入学祝い品贈呈
4 月 2 1 日（月）	1 年生給食配膳手伝い（～ 5 月 2 日）

令和 6 年度 会務報告

月 日（曜日）	会務内容
令和 6 年 5 月 2 5 日（土）	第 4 7 回はっぴーくらぶ定期総会（書面開催） ・ 前年度本部引き継ぎ ・ 年間予定、活動手順、注意事項 ・ はっぴーくらぶ活動費集金 ・ 給食体験会 ・ はっぴーくらぶ主催行事 ・ 前年度広報委員、6 年実行委員引き継ぎ
9 月 1 4 日（土）	・ 運動会 ・ 給食体験会 ・ はっぴーくらぶ主催行事 ・ はっぴーくらぶ活動費集金報告 ・ 学校保健委員会報告
1 1 月 1 6 日（土）	・ はっぴーくらぶ主催行事 ・ 次年度本部役員選出 ・ ふれあい清掃 ・ 餅つき ・ 次年度はっぴーくらぶ活動方針決定 ・ 規約細則改変審議 ・ 運動会報告 ・ 給食体験会報告
1 2 月 1 4 日（土）	・ はっぴーくらぶ主催行事 ・ 次年度本部役員選出 ・ 次年度 6 年実行委員選出 ・ ふれあい清掃 ・ 餅つき ・ 古紙回収 ・ 入学祝い、進級祝い
令和 6 年 3 月 8 日（土）	・ はっぴーくらぶ主催行事反省 ・ ふれあい清掃報告 ・ 餅つき報告 ・ 古紙回収報告 ・ 入学祝い、進級祝い報告 ・ 次年度本部役員選出報告 ・ 次年度専門委員選出報告 ・ 年度末、次年度始配布物準備 ・ 定期総会準備、議案書作成 ・ 次年度への引き継ぎ事項確認
3 月下旬	年度末書類受け渡し・活動費清算

令和6年度 武蔵村山市公立学校PTA連合会事業報告

月 日（曜日）	活動内容
令和6年	
5月31日（金）	新旧会長会
5月31日（金）	令和6年度 PTA連合会定期総会 （定期総会は令和5年度より書面により実施）
7月3日（木）	第1回 定例役員会
9月 4日（水）	第2回 定例役員会
12月13日（金）	情報交換会：武蔵村山市の各小中学校による情報の交換
令和7年	
2月12日（水）	第3回 定例役員会
4月 4日（金）	第4回 定例役員会

令和6年度決算報告書

自：令和6年4月1日 至：令和7年3月31日

(単位：円)

収入の部

項 目	予算額	決算額	増減	摘要
繰越金	1,545,838	1,545,838	0	
会費	1,160,000	1,075,800	△84,200	538世帯（転入世帯、教員含む）
資源回収	5,000	31,911	26,911	資源回収、奨励金
雑収入	10	198	188	預金利息等、他
収入の部合計	2,710,848	2,653,747	△57,101	

支出の部

項 目		予算額	決算額	増減	摘要
本部費	事務用品費	80,000	80,285	△285	印刷機インク、コピー用紙、文房具
	慶弔費	20,000	0	20,000	香典、お見舞い、祝い金、他
	本部活動費	60,000	52,573	7,427	会議諸経費、他
	入学対策費	90,000	70,988	19,012	新入生祝い品
	進級祝い	180,000	149,874	30,126	
	市P連分担金	10,000	10,000	0	市P連会費、市P連情報交換会費、他
	小計	440,000	363,720	76,280	
専門委員	広報委員会	150,000	140,291	9,709	広報誌「ほほえみ」発行
	6年学年行事費	36,000	35,934	66	肝試し開催
	卒業対策費	160,000	159,852	148	卒業を祝う会開催、卒業記念品
	小計	346,000	336,077	9,923	
積立金	周年記念積立金	100,000	100,000	0	周年行事積立金
	八小P T A基金積立金	100,000	100,000	0	パソコン、印刷機等の事務機器購入積立
	小計	200,000	200,000	0	
P T A行事補償費		70,000	59,673	10,327	傷害保険料49383円、賠償責任保険料10290円
P T A活動協力費		150,000	201,645	△51,645	8 P 祭り開催
学校行事協力費		50,000	40,195	9,805	餅つき備品等
予備費		1,454,848	1,050	1,453,798	
支出の部合計		2,710,848	1,202,360	1,508,488	

①総収入額	②総支出額	差引残高①-②
2,653,747	1,202,360	1,451,387

(印省略)

上記のとおり報告いたします。 令和7年3月31日

会計

田沼 まり 小幡 香純
宮崎 真理子 杉本 亜由美
清水 由美 岡田 亜衣
佐々木 彩香

監査

令和6年度の会計について、監査の結果、適正であることを認めます。

令和7年4月30日

会計監査

清川 依里 内野 まゆ
栗原 真美

周年記念事業積立会計報告

自 令和6年4月 1日
至 令和7年3月31日
(単位：円)

項目		金額	摘要
前年度繰越金		901,374	
収入	本年度積立金	100,000	
	預金利息	90	
	合計	100,090	
支出		976,600	周年記念校旗・時間割作成システム
	合計	976,600	
差引残高		24,864	

(印省略)

上記のとおり報告いたします。

令和7年3月31日 会計
田沼 まり 小幡 香純
宮崎 真理子 杉本 亜由美
清水 由美 岡田 亜衣
佐々木 彩香

監査

令和6年度の特別会計について、監査の結果、適正であることを認めます。

令和7年4月30日 会計監査
清川 依里 内野 まゆ
栗原 真美

八小PTA基金積立会計報告

自 令和6年4月 1日
至 令和7年3月31日
(単位：円)

項目		金額	摘要
前年度繰越金		437,955	
収入	本年度積立金	100,000	
	預金利息	48	
	合計	100,048	
支出		0	
	合計	0	
差引残高		538,003	

(印省略)

上記のとおり報告いたします。

令和7年3月31日 会計
田沼 まり 小幡 香純
宮崎 真理子 杉本 亜由美
清水 由美 岡田 亜衣
佐々木 彩香

監査

令和6年度の特別会計について、監査の結果、適正であることを認めます。

令和7年4月30日 会計監査
清川 依里 内野 まゆ
栗原 真美

【本部役員】

会 長			書 記			会 計			
副会長									
庶 務									

【はっぴーくらぶサポーター】（はっぴーくらぶOB有志メンバー）

【6年生実行委員】

卒業を 祝う会			肝だめし			卒業を 祝う会 ・ 肝だめし		

【はっぴーくらぶ担当教員】

副会長		
書記		
会計		
監査		
はっぴーくらぶ		
環境		
広報		
コミュニティ		

※個人情報のため、HPには掲載しておりません。

『第48回定期総会のご案内』の裏面に掲載しておりますので、ご確認ください。

令和 7 年度 本部事業計画（案）

はっぴーくらぶ本部

1 学期	2 学期	3 学期
入学祝い品贈呈	運動会手伝い	餅つき手伝い
第 4 8 回定期総会（書面決議）	みかん狩り手伝い	進級祝い品贈呈
クリーン作戦手伝い	8 P まつり開催	
活動費集金	音楽会手伝い	
	肝試し手伝い	

専門委員会

6 年実行委員会（肝試し）	肝試しの開催
6 年実行委員会（卒業対策）	卒業を祝う会の開催、卒業記念品贈呈

令和7年度 予算 (案)

(単位：円)

収入の部

項目	予算額	摘要
繰越金	1,545,838	
活動費	1,060,000	530世帯（教員含む）1世帯2,000円
資源回収	5,000	
雑収入	10	預金利息等、他
収入の部合計	2,610,848	

支出の部

項目	予算額	摘要
本部	事務用品費	80,000 印刷機インク、文房具、コピー用紙、議案書用紙
	慶弔費	20,000 香典、お見舞い、祝い金、他
	本部活動費	60,000 ネームホルダー、会議諸経費、他
	入学対策費	90,000 新入生祝い品
	進級祝い（1年～5年）	⑨9,000円+α×17クラス数による ※議案書細則第4章参照
	広報誌作成費	150,000 広報誌「ほほえみ」発行
	市P連分担金	10,000 市P連会費、市P連情報交換会
	小計	590,000
専門委員会	6年学年行事費	36,000 肝試し
	卒業対策費	160,000 卒業祝い品、卒業を祝う会
	小計	196,000
積立金	周年記念積立金	100,000 周年行事積立金
	八小PTA基金積立金	100,000 パソコン、印刷機等の事務機器購入積立
	小計	200,000
	PTA行事補償費	70,000 傷害保険料、賠償責任保険料
	PTA活動協力費	200,000 はっぴーくらぶ主催行事
	学校行事協力費	50,000 学校主催行事（運動会、餅つき等）
	予備費	1,304,848
支出の部合計	2,610,848	

第八小学校 はっぴーくらぶ（P T A）規約

平成 元年	4 月 1 日	施行
平成 2 年	5 月 2 6 日	一部改定
平成 4 年	5 月 3 0 日	一部改定
平成 5 年	5 月 2 9 日	一部改定
平成 6 年	5 月 2 8 日	一部改定
平成 8 年	5 月 1 8 日	一部改定
平成 1 2 年	5 月 2 0 日	一部改定
平成 1 4 年	5 月 1 8 日	一部改定
平成 1 5 年	5 月 1 7 日	一部改定
平成 1 6 年	5 月 1 5 日	一部改定
平成 1 8 年	5 月 1 3 日	一部改定
平成 2 0 年	5 月 1 0 日	一部改定
平成 2 2 年	4 月 2 4 日	一部改定
平成 2 3 年	5 月 1 4 日	一部改定
平成 2 5 年	5 月 1 1 日	一部改定
平成 2 6 年	5 月 1 0 日	一部改定
平成 2 7 年	4 月 2 5 日	一部改定
平成 2 8 年	4 月 2 3 日	一部改定
平成 2 9 年	4 月 2 2 日	一部改定
平成 3 0 年	4 月 2 1 日	一部改定
令和 2 年	6 月 2 5 日	一部改定
令和 3 年	5 月 1 5 日	一部改定
令和 6 年	5 月 2 5 日	一部改定
令和 7 年	5 月 1 日	一部改定

武蔵村山市立第八小学校 はっぴーくらぶ (PTA) 規約

第1章 総則

第1条 本会は、武蔵村山市立第八小学校はっぴーくらぶと称し、事務局を同校内に置く。
(事務局住所) 東京都武蔵村山市三ツ藤 2-50-1
Tel 042-560-7151

第2章 目的

第2条 本会は、父母と教師が協力して児童の幸福な成長を図るため、共に学習し合い、その学習に基づいて活動することを目的とする。

第3章 方針と性格

第3条 本会は、児童の教育を中心とした民主団体であつて、方針と性格は次のとおりとする。

1. 児童青少年の教育及び福祉のために活動する他の団体と協力するが、一切の支配・干渉を受けず、また、しない。
2. 特定の政党、宗教に偏らず、また、営利を目的とするようなことはしない。
3. 本会、または役員の名で、公私の選挙候補者の推薦はしない。

第4章 活動

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 学級集会及び学年集会をとおして、よりよき父母、よりよき教師となるための活動をする。
2. 学校と家庭との密接な協力により、児童がより良い環境の中で生活できるよう努力する。
3. 学校教育を正しく理解して、その教育活動に協力する。
4. 地区活動を通じて、社会教育に参加するよう努力する。
5. その他必要と認められた活動をする。

第5章 会員

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

1. 本校に在学する児童の父母またはこれに代わる保護者。
2. 本校の教員。

第6条 本会の会員は、年会費として2,000円を納めるものとする。

第7条 本会の会員は、全て平等の権利と義務を有する。

第6章 経理

第8条 本会の経理は、会費その他の収入で賄う。

第9条 本会の経理は、総会で議決された予算に基づいて運用する。

第10条 本会の決算は、会計監査を経て総会で報告し、承認を得なければならない。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 本部役員・顧問

第12条 本会に本部役員を次のとおり置く。
なお、必要に応じて顧問1名を置くことができる。

会 長 1名 (P)
副会長 4名 (P3、副校長)
書 記 3名 (P2、T1)
会 計 3名 (P2、T1)
庶 務 3名 (P2、T1) *P:保護者
顧 問 1名 (P) T:教員
上記の定員以上とする。

第13条 本部役員の任期は1年とし、役員選出に必要な事項は細則に定める。

第14条 本部役員及び顧問の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表して会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会務を代行する。
3. 書記は、総会、本部役員会の記録及び報告書の作成を行う。
4. 会計は、本会のすべての金銭の収支を記録し、会計監査を受けて定期総会において会計報告する。
5. 庶務は、本会の様々な庶務を行うとともに、会計業務を厳正な立場で監査し、総会に報告する。
なお、必要に応じて臨時の会計監査をすることができる。
6. 顧問は、本部役員の依頼に応じてはっぴーくらぶ活動の助言等を行う。

第8章 機構

第15条 本会の運営と活動を円滑にするために、次の機関を置く。

1. 総会、本部役員会、専門委員会、その他必要に応じて特別委員会を置くことができる。
2. 構成図は別に定める。

第9章 総会

第16条 総会は、全会員で構成され、本会の最高決議機関である。総会の議長は、一般会員より選出する。

第17条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、それぞれ会長が召集する。

1. 定期総会は年度終了後3ヵ月以内に開催する。
2. 臨時総会は、会員の1/5以上の要求があった場合に開かなければならない。

第18条 総会の成立は、会員数の1/3以上の出席を必要とする。ただし、委任状による出席を認め、議決は出席者の過半数の同意による。可否同数の場合は、議長が議決する。

第19条 定期総会は、次のことを決める。

1. 事業報告、決算報告の承認。
2. 役員及び会計監査の承認。
3. 事業計画案、予算案の承認。
4. 規約の改正。
5. その他、付議された事項。

第10章 本部役員会

第20条 本部役員会は、本部役員によって構成される。

1. 必要に応じて各委員会の委員長を含めて開かれ、各機関の活動を助けたりして、その協力と調整に努める。
2. 緊急事項を処理する。

第 1 1 章 学級集会及び学年集会を基盤とする諸議会

第 2 1 条 各集会は、地区集会と並んではっぴーくらぶ活動の基盤である。ここにおける話し合いを通じて、教育全般の理解を深め、また父母と教師の向上と親睦を図るとともに、諸問題の解決及び諸行事計画の立案・実行をする。

第 2 2 条 学級集会及び学年集会を基盤として、次のような諸議会を必要に応じて開くことができる。

- 年○組 学級保護者会
- 年 学年保護者会

第 1 2 章 専門委員会

第 2 3 条 専門委員会は、選出された委員と担当教師によって構成される。

1. この会の目的達成のために、活動分野別に設置された委員会であり、諸事業の企画・実行をする。
2. 専門委員会は、6 年実行(学年特別行事・卒業対策)とする。また、必要に応じて、特別委員会を置くことができる。専門委員の選出は、年度後期に配布する募集書面にて、委員を選出する。

第 2 4 条 6 年実行委員会の主な活動は、次のとおりとする。

1. 学年特別行事を企画、開催する。
2. 卒業を祝う会を企画、開催する。

第 1 3 章 規約と細則

第 2 5 条 本会の規約は、書面決議において、賛成が家庭数の過半数に達しなければ、改正することができない。

第 2 6 条 本条の運営に関し必要な細則は、本部役員会の議決を経て定める。細則を設定または改廃した場合は、その結果を次期総会にて報告しなければならない。

第 1 4 章 補則

第 2 7 条 校長、副校長は、学校を代表して、すべての会議に出席して意見を述べることができる。

第 2 8 条 全会員は、本会のすべての会議に特別の理由があつて非公開会議になった場合以外は、オブザーバーとして参加することができる。

第 2 9 条 本会に次の帳簿を整備する。

1. 会議録
2. 会計簿、金銭出納帳、備品台帳
3. 領収書綴り（入金・出金伝票綴り）
4. 規約及び文書綴り
5. 各会、各委員会の記録

第 3 0 条 本会の資金は、確実な金融機関に武蔵村山市立第八小学校はっぴーくらぶ会長名義で預金する。

第 3 1 条 本会は、武蔵村山市 P T A 連合会及び青少年対策委員会に代表者を送る。

第 3 2 条 慶弔についての規定は、細則に定める。

第 3 3 条 特別会計『八小基金』については、別に定める。

第 3 4 条 この規約は、令和 7 年 5 月に開催する総会の議決をもって施行する。

はっぴーくらぶ（PTA）細則

第1章 本部役員選出規定

第1条 規約13条の本部役員選出は、この規定によって行う。

第2条 本部役員の選出は次のとおりとする。

1. 本部役員候補者は、立候補及び推薦により選出し、本部役員会で協議して候補者の内諾を得るものとする。
2. 立候補及び推薦は、全会員に用紙を配布し、氏名3名まで記入する（用紙は別に定め、配布は家庭数とする）。
3. 開票は期日を定め、本部役員立ち会いにより行う。
4. 本部役員は、協議経過など知り得た事項は漏らしてはならない。

第3条 本部役員は、総会の承認を得て就任する。

第4条 欠員の補充

1. 会長に欠員が生じた時は、P副会長1名が会長となる。その人選は本部役員が行い、最も近い時期に行われる本部役員会にて承認を得るものとする。
2. 会長以外の役員に欠員が生じた時は、本部役員会が必要と認めた場合、これを補充する。

第2章 慶弔規定

第5条 第42条の慶弔については、この規定によって行う。

第6条 死亡の場合の弔慰金は、次のとおりとする。

1. 会員及び配偶者（金5,000円）
（弔問は、会長、校長、担任、学級代表、地区代表など）
2. 児童（金5,000円）
（弔問は、会長、校長、担任、学級代表、児童代表など）
3. 教師の場合は、父母を含む。（金5,000円）

第7条 見舞金については、次のとおりとする。

1. 児童及び教師の傷病による1週間以上の入院及び1ヶ月以上の自宅加療の場合、会長、副会長が見舞う。（金3,000円）

第8条 産休・育休代替教員は、会員に準ずる。

第9条 その他、本会の目的に反しない限り、必要に応じて本部役員会で検討する。

第3章 役員選出について

第10条 専門委員選出については、次のとおりとする。

1. 定期総会までに、6年実行委員を最低6名選出する。
2. 立候補者のない場合は、協議をし、決まらない場合は、くじ引きもあり得る。
なお、欠席者もこの対象となる。
3. 転出などの理由により、任期途中において専門委員に欠員が生じたときは、委員会の状況に応じて補充をする場合もある。

第4章 学級活動費について

第11条 30名までのクラスを9,000円とし、それを超えたクラスは、1名につき300円を割り当てる。

第12条 年度途中からののはっぴーくらぶ会費については、月額200円とする。ただし、8月と3月を除いた10ヶ月計算とする。

第5章 八小はっぴーくらぶ表彰等について

第13条 はっぴーくらぶ表彰等については、別に定める。

第6章 補則

第14条 この細則は、令和7年5月に開催する総会の議決をもって施行する。

武蔵村山市立第八小学校 はっぴーくらぶ構成図



武蔵村山市立第八小学校
はっぴーくらぶ（PTA）
特別会計『八小基金会計』に関する規定

（目的）

第1条 本基金は、武蔵村山市立第八小学校はっぴーくらぶ（以下、「本会」という。）

第23回定期総会議決（平成12年6月1日施行）に基づき、PTA室備品購入並びに運営委員会にて承認された事業を行う場合の一部または全部に充当する。

（適用範囲）

第2条 本特別会計は、次の事項に適用する。

1. PTA室の備品購入並びに維持管理の必要とする支出
2. 本部役員会にて承認された事業への支出
 - ・総会以降に本部役員会にて必要が認められた事業
 - ・緊急な児童の安全性が必要と認められる事業
 - ・PTA連合会、及び諸団体への分担金

（対象資産）

第3条 本特別会計は、古紙回収収入の一部のほか、一般会計からの繰越金収入、基金運用収入を主たる対象資産とする。

（会計年度）

第4条 本特別会計の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（経理）

第5条 本特別会計に関する予算・会計処理・決算等の経理は、一般会計に準じかつ独立して組織する。

（帳簿組織）

第6条 本特別会計の帳簿は、一般会計に準じ且つ独立して組織する。

（改廃）

第7条 本規定は、本部役員会の議決を経て改廃することができる。ただし、その都度会員に周知させると共に、総会にて報告しなければならない。

武蔵村山市立第八小学校
はっぴーくらぶ（PTA）
表彰等規則

（目的）

第1条 この規則は、武蔵村山市立第八小学校（以下「本校」という。）の児童及び保護者の活動又は本校はっぴーくらぶの運営に貢献し、その功労が特に顕著なる者又は団体に対し、表彰又は感謝の意を表わすこと（以下「表彰等」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（表彰等）

第2条 表彰等は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- （1）児童の教育の発展に貢献した者
- （2）児童の学校生活の向上に貢献した者
- （3）保護者と学校の相互理解の向上に貢献した者
- （4）はっぴーくらぶ事業の発展に貢献した者
- （5）前各号のほか表彰等にふさわしいと認められる者

（表彰等の選考）

第3条 表彰等の対象者及び対象団体の選考は、はっぴーくらぶ本部役員及び本校校長で行う。

（表彰等の方法）

第4条 表彰等は、賞状並びに記念品を授与してその意を表わすものとする。

（表彰等の時期）

第5条 表彰等は、該当者がいた場合に、学校側と協議して行うこととする。

（補則）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年5月に開催する総会の議決をもって適用する。